

**精神科医療関連制度基礎テキスト**  
**障害者総合支援法**  
**第2章「日中活動系サービス」（日中活動の場）」**

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具のシステムで構築されています。利用者は、一人一人の支援計画に基づき「日中の活動」を一つないし複数組み合わせ選択し、要望に応じ「住まいの場」と併せサービスを受ける事になります。

第2章では、精神障害者が係わる「日中活動系サービス」（日中活動の場）である自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業について紹介します。

1. 自立訓練（生活訓練）事業

利用者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的・精神障害者 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な場合 ②擁護学校を卒業後、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする場合						
サービス内容	①食事・家事等の日常能力を向上させる支援や、日常生活上の相談支援等を実施 ②通所訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ訪問訓練を組み合わせる事が可能 ③日中の一般就労又は自立訓練（生活訓練）等の障害福祉サービス利用者に宿泊訓練を同時に実施可 ③標準利用期間は2年間（長期入院者等の場合は3年間）						
職員配置基準	○サービス管理責任者：1人以上常勤、利用者数60人超え40人増すごとに1人増 ①通所訓練型、訪問訓練型：生活支援員は利用者数の6：1以上 ②宿泊訓練型：生活支援員は利用者数の10：1以上、地域移行支援員は事業所ごとに1人以上 ①又は②の生活支援員のうち1人以上は常勤、利用者数は前年度の平均値（新規指定の場合は推定数）						
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備（宿泊訓練型では、居室、浴室も必要）						
基本報酬	生活訓練サービス費		定員 20人以下	定員21人以上 定員40人以下	定員41人以上 60人以下	定員61人以上 80人以下	定員81人以上
	イ	(Ⅰ) 通所訓練型	751単位	670単位	637単位	612単位	575単位
	ロ	(Ⅱ) 訪問訓練型	(1) 1時間未満：245単位 / 1時間以上：564単位 訪問開始日から起算の算定上限(180日間に50回)				
	ハ	(Ⅲ) 宿泊訓練型	利用期間	(1) 2年以内 271単位 / (2) 2年超：163単位			
	ニ	(Ⅳ)		(1) 3年以内 271単位 / (2) 3年超：163単位※			
ホ	基準該当		751単位				

※ 長期間の支援が必要な者

(1) 利用者

自立訓練事業は機能訓練と生活訓練に分類され、機能訓練は身体障害者が、生活訓練は精神障害者や知的障害者が対象となります。生活訓練の利用者は、病院を退院又は入所施設を退所した後、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの一定の支援が必要な人になります。

(2) サービス内容

提供されるサービスは、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等です。提供方法は、通所による訓練（生活訓練サービス費Ⅰ）を原則と

していますが、個別支援計画の進捗状況に応じ訪問による訓練（生活訓練サービス費Ⅱ）を組み合わせることができます。また、日中の一般就労又は生活訓練等の障害福祉サービス利用者に宿泊訓練（生活訓練サービス費Ⅲ・Ⅳ）を行なうこともできます。

生活訓練サービス費は通所・訪問・宿泊訓練型、それぞれ提供方法により定められています。訪問訓練型はサービス提供時間（1時間）で、宿泊訓練型は利用期間（2年間、長期の支援が必要な者は3年間）で区分されており、通所訓練型は20人を超えると81人に至るまで20人を増すごとに生活訓練サービス費は減額されます。

なお、平成21年度改定では、地域における小規模事業所の役割に注目し、小規模事業所により提供されるサービスに配慮するため、基本報酬において定員20人以下の報酬単価が新設されています。

### （3）職員配置基準と設備基準

#### 1）サービス管理責任者

1人以上は常勤で、利用者数（前年度の平均値、新規の場合は推定数）が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人加えた人数以上を配置することが必要です。

#### 2）生活支援員

1人以上常勤で、常勤換算方法により通所訓練型及び訪問訓練型サービスの利用者数を6で除した数と宿泊訓練型サービスの利用者数を10で除した数の合計数以上を配置することが必要です。

#### 3）地域移行支援員

宿泊訓練型の生活訓練サービスを行う場合は、生活訓練事業所ごとに1人以上を配置することが必要です。

#### 4）設備基準

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備が必要であり、宿泊型訓練を行う場合は、さらに居室（居室の定員は1人、一つの居室の面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上）、浴室も必要となります。ただし、宿泊型訓練のみを行う事業所は、訓練・作業室を設けないことができます。

### （4）生活訓練サービス費（Ⅰ）：通所訓練型

利用者を通所させて生活訓練を提供した場合は、生活訓練サービス費（Ⅰ）を算定することになります。通所訓練型の基本報酬は平成27年度改定で引き上げられ、利用定員に応じ、定員20人以下は1日751単位を、定員21人以上定員40人以下は1日670単位を、定員41人以上60人以下は1日637単位を、定員61人以上80人以下は1日612単位を、定員81人以上は1日575単位を、算定することができます。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合は、所定単位数の96.5%を算定します。

## (5) 生活訓練サービス費(Ⅱ)：訪問訓練型

平成 27 年度改定では訪問訓練型の基本報酬は引き下げられましたが、引きこもり等や精神科病院に長期入院していた患者の退院直後に通所による訓練が困難な場合もあること等から、通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定対象者が緩和されました。また、一定の時期に重点的に訪問し、利用者との関係構築や必要な訓練を柔軟に集中して行えるよう、訪問による生活訓練の利用期間の制限が「訪問開始日から起算して 180 日間ごとに 50 回かつ月 14 回」から「訪問開始日から起算して 180 日間毎に 50 回」に緩和されました。

訪問訓練型は、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、日中活動サービスの利用日以外の日に利用者の居宅を訪問し生活訓練を提供した場合に、所要時間 1 時間未満の場合は 1 日 245 単位を、所要時間 1 時間以上の場合は 1 日 564 単位を、算定することができます。

居宅を訪問し生活訓練を提供した場合とは、以下の①～⑤が該当します。

- ① 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれに関する相談援助
- ② 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助
- ③ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助
- ④ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助
- ⑤ その他必要な支援

なお、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の共同生活住居は「居宅」に該当しませんが、④のうち、共同生活住居外で実施する訓練は指定共同生活介護（ケアホーム）利用者及び指定共同生活援助（グループホーム）利用者であっても居宅の対象となります。

## (6) 生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ)：宿泊訓練型

平成 21 年度改定では、昼夜を通じた訓練が行えるよう宿泊訓練型と同一敷地内の日中活動サービス（通所訓練型）を同時に利用することが可能となり、宿泊訓練型の生活訓練サービスは、日中、一般就労又は障害福祉サービス（日中の一定期間の生活訓練等）の利用者が対象となっています。

宿泊訓練型は、利用者の標準利用期間（2 年間、長期の支援が必要な者は 3 年間）で区分され、平成 27 年度改定で基本報酬は引き上げられています。

生活訓練サービス費(Ⅲ)は、標準利用期間 2 年間の利用者に対し、宿泊訓練型の生活訓練を行った場合は、利用期間が 2 年以内の場合に 1 日 271 単位を算定することができますが、利用期間が 2 年を超える場合は 1 日 163 単位に減額されます。

また、平成 24 年度改定で新設された生活訓練サービス費(Ⅳ)は、長期の支援が必要な標準利用期間 3 年間の利用者に対し、宿泊訓練型の生活訓練を行った場合は、利用期間が 3 年以内の場合に 1 日 271 単位を算定することができますが、利用期間が 3 年を超える場合は 1 日 163 単位に減額されます。なお、長期支援が必要な利用者とは、長期間精神科病院に入院していた者や長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者、2 年間の利用期間では十分な成果が得られない者等が該当します。

## (7) 基準該当生活訓練サービス費

基準該当生活訓練サービス費は、50歳未満で区分2以下の利用者又は50歳以上で区分1以下の利用者を介護保険制度による指定通所介護事業所の基準該当生活訓練事業所に通所させて生活訓練を提供した場合は、1日751単位を算定することができます。

## (8) 生活訓練サービス費の減算項目

生活訓練サービス費		「定員超過利用減算」又は 「サービス提供職員欠如減算」	生活訓練計画 未作成減算	標準利用期間 超過減算
(I)	通所訓練型	基本単位数×70%	基本単位数×95%	基本単位数×95%
(II)	訪問訓練型	—	—	基本単位数×95%
(III)・(IV)	宿泊訓練型	基本単位数×70%	基本単位数×95%	—

### 1) 定員超過利用減算（通所訓練型・宿泊訓練型が対象）

通所訓練型である生活訓練サービス費(I)では、以下の(ア)又は(イ)に該当する場合に、基本単位数の70%を算定します。

- (ア) 1日の利用者数が、利用定員50人以下の場合は利用定員の150%を、定員が51人以上の場合は利用定員から50を差し引いた数の125%に75を加えた数を、それぞれ超えている場合
- (イ) 直近の過去3月間の利用者の延べ人数が、利用定員が11人以下の場合は利用定員に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超えている場合、利用定員が12人以上の場合は利用定員に開所日数を乗じた数の125%を超えている場合

また、宿泊訓練型である生活訓練サービス費(III)・(IV)では、以下の(ウ)又は(エ)に該当する場合に、基本単位数の70%を算定します。

- (ウ) 1日の利用者数が、利用定員50人以下の場合は利用定員の110%を、定員が51人以上の場合は利用定員から50を差し引いた数の105%に55を加えた数を、それぞれ超えている場合
- (エ) 直近の過去3月間の利用者の延べ人数が、利用定員に開所日数を乗じた数の105%を超えている場合

### 2) サービス提供職員(管理責任者)欠如減算（通所訓練型・宿泊訓練型が対象）

生活訓練サービス費(I)・(III)・(IV)では、生活支援員及び地域移行支援員の数が人員基準の1割を超えて欠如している場合は翌月から、生活支援員及び地域移行支援員の数が人員基準を1割の範囲以内で欠如した場合やサービス管理責任者の数が人員基準を満たしていない場合は翌々月から、人員基準欠如が解消された月までの間は、基本単位数の70%を算定します。

### 3) 生活訓練計画未作成減算（通所訓練型・宿泊訓練型が対象）

生活訓練サービス費(I)・(III)・(IV)では、計画が未作成で生活訓練サービスが提供されていた場合は、該当月から当該状態が解消された月の前月まで基本単位数の95%を算定します。

#### 4) 標準利用期間超過減算（通所訓練型・訪問訓練型が対象）

生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）では、平均利用期間が標準利用期間（2年間、長期入院者等は3年間）を6ヶ月以上超える場合は基本単位数の95%を算定します。

#### 5) 複数の減算項目が該当する場合の取り扱い

複数の減算項目が該当する場合は、原則、それぞれの減算割合を所定単位数に乗ずることになりますが、定員超過利用減算とサービス提供職員欠如減算の双方に該当する場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うことになるため、基本単位数の49%ではなく基本単位数の70%を算定することになります。

#### (9) 生活訓練サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）共通の加算項目

生活訓練(共通項目)	算定要件等		報酬
視覚・聴覚言語障害者 体制加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置		+41単位/日
初期加算	利用開始日から30日を限度として算定		+30単位/日
福祉専門職員 配置等加算	Ⅰ	精神保健福祉士等35%以上雇用している事業所	+15単位/日 (宿泊訓練型+10単位/日)
	Ⅱ	精神保健福祉士等25%以上雇用している事業所	+10単位/日 (宿泊訓練型+7単位/日)
	Ⅲ	①又は②のいずれかに該当する事業所 ①常勤職員割合75%以上、②勤続年数3年以上の常勤職員30%以上	+6単位/日 (宿泊訓練型+4単位/日)
医療連携体制 加算	Ⅰ	医療機関から看護職員の訪問を受けて看 護を行なった場合	利用者1人 +500単位/日
	Ⅱ		利用者2人以上(訪問1回8名限度)
	Ⅲ	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導のみを行った場合 ※1	
	Ⅳ	研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※1	
食事提供体制 加算	Ⅰ	短期滞在加算算定者及び宿泊型訓練利用者	
	Ⅱ	食事提供体制加算Ⅰ算定者以外の利用者	
看護職員配置 加算	Ⅰ	常勤看護職員を1名以上配置	通所・訪問訓練型生活訓練の場合
	Ⅱ		宿泊訓練型生活訓練の場合
福祉・介護職員 処遇改善加算	Ⅰ	福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、 キャリアパス要件の全てに適合し、かつ、職場環境等要件を満たしている場合	
	Ⅱ	福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、 キャリアパス要件のいずれかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合	
	Ⅲ	キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれか一方に適合する場合	
	Ⅳ	キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれにも適合しない場合	
福祉・介護職員 処遇改善特別加算	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合(キャリアパス要件・定 量的要件を問わない)		+所定単位×0.008/月

※1 医療連携体制加算Ⅰ又はⅡを算定している場合は算定不可

※2 指定障害施設は総単位数の5%を加算

※3 指定障害施設は総単位数の2.8%を加算

#### 1) 視覚・聴覚言語障害者体制加算（平成27年度改定で算定対象を拡大）

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従業者（意思疎通に関し専門性を有する職員）を利用者50人に対して1人以上配置した場合は、視覚・聴覚言語障害者体制加算として1日41単位を算定することができます。平成27年度改定で、通所訓練型だけでなく、宿泊訓練

型も算定対象となりました。

## 2) 初期加算

利用開始日から30日を限度として1日30単位を加算することができます。

## 3) 福祉専門職員配置等加算(平成21年度改定で新設、平成27年度改定で新たな区分を追加)

良質な人材確保とサービスの質の向上を図るため、福祉専門職員配置等加算が平成21年度改定で新設されました。平成27年度改定では、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)が新たな区分として創設されました。改定前の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の名称は、福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)に変更されましたが、算定要件及び報酬は改定前と同様で、変更されていません。

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)は、常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士の資格保有者を35%以上雇用している事業所では、通所訓練型・訪問訓練型は1日15単位を、宿泊訓練型は1日10単位を加算することができます。

福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)は、常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士の資格保有者を25%以上雇用している事業所では、通所訓練型・訪問訓練型は1日10単位を、宿泊訓練型は1日7単位を加算することができます。

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、常勤の生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続年数3年以上の常勤職員が30%以上の事業所では、通所訓練型・訪問訓練型は1日6単位を、宿泊訓練型は1日4単位を加算することができます。

## 4) 医療連携体制加算(平成21年度改定で新設、平成24年度改定で新たな区分を追加)

医療連携体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)は平成21年度改定で新設され、医療機関等の連携により看護職員が事業所を訪問し、利用者1人に対して看護を行った場合は医療連携体制加算(Ⅰ)として1日500単位を、2人以上8人以下の利用者に対して看護を行った場合は医療連携体制加算(Ⅱ)として当該看護を受けた利用者に対して1日250単位を加算することができます。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者は算定することができません。

医療連携体制加算(Ⅲ)・(Ⅳ)は介護職員等による喀痰吸引等を評価するため、平成24年度改定で新設されました。医療機関等の連携により看護職員が事業所を訪問し、看護職員が直接看護の提供をせずに認定特定行為業務従事者(介護職員等)に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合は医療連携体制加算(Ⅲ)として看護職員1人当たり1日500単位を、喀痰吸引が必要な者に対して研修を受けた認定特定行為業務従事者(介護職員等)が看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合は医療連携体制加算(Ⅳ)として利用者1人当たり1日100単位を加算することができます。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定している場合は、医療連携体制加算(Ⅲ)・(Ⅳ)を算定することはできません。

## 5) 食事提供体制加算（平成 27 年度改定で見直し）

平成 27 年度改定では、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当になるよう、平成 27 年 3 月 31 日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられていましたが、食事提供体制加算の取得実態を踏まえ、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されました。また、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位が引き下げられました。

収入が一定額以下の利用者に対して生活訓練事業所が食事を提供した場合に、短期滞在加算算定者及び宿泊訓練型利用者は食事提供体制加算(Ⅰ)1 日 48 単位を、食事提供体制加算(Ⅰ)算定者以外の利用者は食事提供体制加算(Ⅱ)1 日 30 単位を加算することができます。

## 6) 看護職員配置加算（平成 24 年度改定で新設）

健康上の管理等の必要な利用者に対応するため、常勤看護職員を 1 名以上配置した場合は、通所・訪問訓練型生活訓練を行った場合に看護職員配置加算(Ⅰ)として 1 日 18 単位を、宿泊訓練型生活訓練を行った場合に看護職員配置加算(Ⅱ)として 1 日 13 単位を加算することができます。

## 7) 福祉・介護職員処遇改善加算（平成 24 年度改定で新設、平成 27 年度改定で新たな区分を追加）

平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金による賃金改善（福祉・介護職員の賃金月額 1.5 万円相当分）を障害福祉サービス報酬で評価するため、平成 24 年度改定で福祉・介護職員処遇改善加算が新設されました。対象となる職種は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員となっています。

平成 27 年度改定では、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額 1.2 万円相当分）を行うため、新たな区分【福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)】が新設されました。

算定要件としては、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ職場環境等要件に適合することが必要となります。加算(Ⅰ)の職場環境等要件とは、平成 27 年 4 月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していることが必要となります。

また、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の名称は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)に変更されましたが、算定要件は改定前と同様でキャリアパス要件と(旧)定量的要件が適用されます。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の報酬は、総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数となりますが、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)～(Ⅳ)の報酬は改定前と同様であり、変更されていません

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全てに適合し、かつ、加算(Ⅰ)の「職場環境等要件」を満たしている場合は、1月の所定単位(基本報酬・各加算を算定した単位数の合計)の4.1%(指定障害者支援施設は5.0%)を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」及び加算(Ⅱ)の「職場環境等要件」を満たしている場合は、1月の所定単位(基本報酬・各加算を算定した単位数の合計)の2.3%(指定障害者支援施設は2.8%)を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち「キャリアパス要件」又は加算(Ⅱ)(Ⅲ)の「職場環境等要件」のいずれか一方に適合する場合は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち「キャリアパス要件」及び加算(Ⅱ)(Ⅲ)の「職場環境等要件」のいずれにも適合しない場合は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80%を加算することができます。

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等について	1) 賃金改善に関する計画の策定と計画に基づいた適正な措置 2) 賃金改善計画を基に福祉・介護職員処遇改善計画書の作成・周知・届出 3) 加算の算定額に相当する賃金改善計画の実施 4) 賃金改善に関する実績の報告 5) 算定日が属する月の前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと 6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること	
キャリアパス要件	■ ア又はイに適合すること ア 福祉・介護職員の任用の際における職位又は職務内容等に応じた任用等の要件や賃金体系を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知 イ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知	
職場環境等要件	<u>加算(Ⅰ)</u>	<a href="#">平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く)の内容を全ての福祉・介護職員に周知</a>
	<u>加算(Ⅱ)(Ⅲ)</u>	平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く)の内容を全ての福祉・介護職員に周知

## 8) 福祉・介護職員処遇改善特別加算(平成24年度改定で新設)

福祉・介護職員の改善をより一層推し進めるため、福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金を受給することが困難であった事業所でも一定の改善(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)が図られるよう、平成24年度改定で福祉・介護職員処遇改善特別加算が新設されました。本加算の対象者は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種を中心として従業者の処遇改善が図られていれば加算の対象となるため、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職員以外の従業者の賃金改善に充てることが可能です。



福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合は、1月の所定単位（基本報酬・各加算を算定した単位数の合計）の0.8%を福祉・介護職員処遇改善特別加算として加算することができますが、指定障害者支援施設では所定単位数の0.9%を加算することになります。なお、本加算は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に「加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等」が算定要件となっていますが、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)と同様に「キャリアパス要件」又は「職場環境等要件」は算定要件となっておりません。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定することができません。

## (10) 通所・訪問訓練型である生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)の加算項目

生活訓練(通所・訪問訓練型)		算定要件等		報酬
<b>送迎加算</b>	<b>Ⅰ</b>	①1回の送迎に平均10人以上利用し、かつ、②週3回以上の送迎実施の要件を満たす場合		+27単位/片道
	<b>Ⅱ</b>	①又は②のどちらかを満たす場合		+13単位/片道
<b>欠席時対応加算</b>		利用予定日に急病等で利用中止時に、連絡調整と状況を記録し、相談援助等を行った場合		+94単位/日 (月4回)
<b>短期滞在加算</b>	<b>Ⅰ</b>	夜間の勤務体制	生活訓練の利用者で、心身の状況の悪化など、緊急の必要性が認められる者に宿泊の提供を行うとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力向上のための支援等を行った場合	生活支援員を1人以上配置 +180単位/日
	<b>Ⅱ</b>		宿直勤務を行う職員を1人以上配置	+115単位/日
<b>精神障害者退院支援施設加算</b>	<b>Ⅰ</b>	夜間の勤務体制	精神病床に概ね1年以上入院していた精神障害者に対して居住の場を提供した場合	生活支援員を1人以上配置 +180単位/日
	<b>Ⅱ</b>		宿直勤務を行う職員を1人以上配置	+115単位/日
<b>利用者負担上限額管理加算</b>		利用者負担額合計額の管理を行った場合		+150単位/月1回
<b>障害福祉サービスの体験利用支援加算</b>		生活訓練の利用者が障害福祉サービスの体験利用を行った場合(体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録)		+300単位/日

### 1) 送迎加算(平成24年度改定で新設、平成27年度改定で見直し)

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業(通所サービス等利用促進事業)により、通所サービス及び短期入所の送迎の実施の助成を行ってまいりましたが、利用者が引き続きサービスを利用しやすくするため、送迎加算が平成24年度改定で新設されました。

平成23年度まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、送迎加算は都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いとされてきましたが、地域により算定基準に格差が生じていることから、平成27年度改定で都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分「送迎加算(Ⅱ)」が新設され、従前の送迎加算は送迎加算(Ⅰ)となりました。

なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃止されました。

また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについては、送迎加算

を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。

送迎加算（Ⅰ）は、①1回の送迎に平均10人以上（利用定員が20人未満の事業所は1回の送迎に平均的に定員の50%以上）の利用者が利用し、かつ、②週3回以上の送迎を実施している場合に、片道につき27単位を加算することができます。

新設された送迎加算（Ⅱ）は、①1回の送迎に平均10人以上（利用定員が20人未満の事業所は1回の送迎に平均的に定員の50%以上）の利用者が利用している、又は、②週3回以上の送迎を実施している場合に、片道につき13単位を加算することができます。

## 2) 欠席時対応加算

欠席時対応加算は利用者が利用予定日に急病等で欠席した時に、連絡調整と状況を記録し、相談援助等を行った場合は、1回94単位を月4回まで加算することができます。

## 3) 短期滞在加算

生活訓練の利用者で、心身の状況の悪化など、緊急の必要性が認められる者に宿泊の提供を行うとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力向上のための支援等を行った場合に、夜勤体制を確保している場合は短期滞在加算（Ⅰ）として1日180単位を、宿直体制を確保している場合は短期滞在加算（Ⅱ）として1日115単位を算定することができます。短期滞在加算の施設基準は、以下の通りです。

施設基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の定員は4人以下</li> <li>・居室の他、浴室、洗面設備、便所、その他のサービスの提供に必要な設備を有していること</li> <li>・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること</li> </ul>	
	短期滞在加算（Ⅰ）	夜間の時間帯を通じて生活支援員を1人以上配置
	短期滞在加算（Ⅱ）	夜間の時間帯を通じて宿勤務を行う職員を1人以上配置

## 4) 精神障害者退院支援施設加算

精神障害者の場合は、精神科病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね1年程度入院していた精神疾患を有する患者等に対して、生活訓練の利用とともに夜間居住の場も提供した場合に、夜勤体制を確保している場合は精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）として1日180単位を、宿直体制を確保している場合は精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）として1日115単位を算定することができます。精神障害者退院支援施設加算の施設基準は、以下の通りです。

施設基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員は、病床転換型は20人以上60人以下、病床転換型以外は20人以上30人以下</li> <li>・居室の定員は、病床転換型は4人以下、病床転換型以外は原則個室</li> <li>・利用者1人当たりの居室の床面積は、病床転換型は6平方メートル以上、病床転換型以外は8平方メートル以上</li> <li>・居室の他、浴室、洗面設備、便所、その他のサービスの提供に必要な設備を有していること</li> <li>・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること</li> </ul>	
	精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	夜間の時間帯を通じて生活支援員を1人以上配置
	精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	夜間の時間帯を通じて宿勤務を行う職員を1人以上配置

## 5) 利用者負担上限額管理加算

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、利用者負担上限額管理加算として月1回150単位を算定することができます。

## 6) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（平成24年度改定で新設）

生活訓練の利用者が地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験利用を行った場合は、生活訓練に係る基本報酬等に代えて障害福祉サービスの体験利用支援加算を15日以内（開始日から90日以内）に限り1日300単位を算定することができます。

算定要件としては、生活訓練事業所の従事者が、体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行うとともに、利用者の状況や支援内容等を記録しておくことが必要です。

体験利用日に算定することが原則となりますが、体験利用に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整等の支援を体験利用日以前に行った場合は利用者が実際に体験利用した初日に算定することが可能です。

## (11) 宿泊訓練型である生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ)の加算項目

生活訓練(宿泊訓練型)		算定要件等		報酬
地域移行支援体制強化加算		地域移行支援員を利用者数の15:1以上配置(1人以上常勤)		+55単位/日
日中支援加算		心身の状況等で日中活動サービス等を利用できない時に、昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合(3日目以降算定)		+270単位/日
通勤者生活支援加算		一般の事業所で就労する利用者が50%以上の宿泊型自立訓練事業所で、日中に職場での対人関係の調整や相談・助言・金銭管理の指導等日常生活上の支援を行っている場合		+18単位/日
入院時支援特別加算	I	入院期間3日以上7日未満	病院等を訪問し、連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合	+561単位/月1回
	II	入院期間7日以上		+1,122単位/月1回
長期入院時支援特別加算 ※1		1月の入院が2日を超える場合、当該日数を越える期間に加算、入院初日から起算して3月上限		+76単位/日
帰宅時支援加算	I	外泊期間3日以上7日未満	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合	+187単位/月1回
	II	外泊期間7日以上		+374単位/月1回
長期帰宅時支援加算 ※2		1月の外泊が2日を超える場合、当該日数を越える期間に加算、外泊初日から起算して3月上限		+25単位/日
地域移行加算		1年超見込利用者、利用中1回、退所後1回		+500単位/1回
地域生活移行個別支援特別加算		心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合（精神保健福祉士等を1名以上配置、年1回の研修、指定医療機関等との協力体制）		+670単位/日

※1 入院時支援特別加算の算定月は算定不可 ※2 帰宅時支援加算の算定月は算定不可

## 1) 地域移行支援体制強化加算(平成 21 年度改定で新設)

利用者の地域移行を推進するため、地域移行支援員を前年度の利用者数の平均値を 15 で除して得た数以上配置(1人以上常勤)している場合は、地域移行支援体制強化加算として 1日 55 単位を加算することができます。地域移行支援員は以下のア~オの支援を行うことが必要です。

ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供  
イ 共同生活介護等の体験的利用を行うための連絡調整  
ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整  
エ 地域生活への移行の際の公的手続き等への同行等の支援  
オ その他の利用者の地域生活への移行のための必要な支援

## 2) 日中支援加算(平成 21 年度改定で新設、平成 27 年度改定で算定対象を拡大)

平成 27 年度改定では、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んで日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援の評価である日中支援加算の算定対象となる日中活動が拡大されました。そのため、日中支援加算の対象となっていた日中活動(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター)に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアが算定対象に追加されました。

生活介護等利用者が心身の状況等により当該サービスを利用できない期間(就労することができない期間)が 2 日を超える場合に、昼間の時間帯に必要な支援を行った時は、日中支援加算として 1日 270 単位を 3 日目以降について加算することができます。

## 3) 通勤者生活支援加算(平成 21 年度改定で新設)

一般の事業所で就労する利用者が 50%以上の宿泊型自立訓練事業所で、主として日中に職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理の指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、通勤者生活支援加算として 1日 18 単位を加算することができます。

平成 24 年度改定では、一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充するため、通勤者生活支援加算の算定要件である宿泊型自立訓練事業所における一般の事業所で就労する利用者の割合が 70%から 50%に緩和されました。なお、「一般の事業所で就労する」とは、一般就労のことであり、障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)の利用者は対象外となります。

## 4) 入院時支援特別加算(平成 21 年度改定で新設)

宿泊訓練型の利用者が入院した時に、生活訓練計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、病院等との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、入院時支援特別加算として、入院期間が 3 日以上 7 日未満の場合は月 1 回 561 単位を、入院期間が 7 日以上の場合は月 1 回 1,122 単位を加算することができます。

## 5) 長期入院時支援特別加算（平成 21 年度改定で新設）

宿泊訓練型の利用者が入院した時に、生活訓練計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、病院等との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、長期入院時支援特別加算として1月の入院期間の日数が2日を超える期間について1日76単位を加算することができますが、継続して入院している場合は入院初日から起算して3月を上限として算定します。ただし、入院時支援特別加算の算定月は長期入院時支援特別加算を算定することができません。

## 6) 帰宅時支援加算（平成 21 年度改定で新設）

利用者が計画に基づき家族等の居宅等において外泊（同一敷地外の共同生活介護・共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む）し、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、帰宅時支援加算として、外泊期間が3日以上7日未満の場合は月1回187単位を、外泊期間が7日以上の場合は月1回187単位を算定することができます。

## 7) 長期帰宅時支援加算（平成 21 年度改定で新設）

利用者が計画に基づき家族等の居宅等において外泊（同一敷地外の共同生活介護・共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む）し、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、長期帰宅時支援加算として1月の外泊期間の日数が2日を超える期間について1日25単位を加算することができますが、継続して外泊している場合は外泊初日から起算して3月を上限として算定します。ただし、帰宅時支援加算の算定月は長期帰宅時支援加算を算定することができません。

## 8) 地域移行加算（平成 21 年度改定で新設）

利用期間が1月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、利用者及びその家族等に対して退所後の生活の相談援助及び障害福祉サービス等についての相談援助・連絡調整を行った場合に、地域移行加算として退所前に1回、退所後に1回500単位を算定することができます。

退所後に算定する場合は、利用者の退所後30日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助を行うことが必要で、利用者が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定することができません。

## 9) 地域生活移行個別支援特別加算（平成 21 年度改定で新設）

心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合は、地域生活移行個別支援特別加算として1日670単位を算定することができます。

地域生活移行個別支援特別加算の施設基準は、以下の通りです。

施設基準	1. 宿泊訓練型の生活訓練事業所に配置が必要な生活支援員に加え、対象者(心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者等)に対する適切な支援を行うために必要な生活支援員の配置が可能であること
	2. 精神保健福祉士(社会福祉士)を1人以上配置し、対象者に対する支援について指導体制を整備
	3. 従業者に対し、対象者の支援に関する研修を年1回以上開催
	4. 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制を整備

## 10) 夜間支援等体制加算 (平成 27 年改定で夜間支援体制の見直し)

生活訓練(宿泊訓練型)	算定要件等		報酬	
夜間支援等 体制加算	I	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合	(1) 3人以下	+448単位/日
			(2) 4人~6人	+269単位/日
			(3) 7人~9人	+168単位/日
			(4) 10人~12人	+122単位/日
			(5) 13人~15人	+ 96単位/日
			(6) 16人~18人	+ 79単位/日
			(7) 19人~21人	+ 67単位/日
			(8) 22人~24人	+ 58単位/日
			(9) 25人~27人	+ 52単位/日
			(10) 28人~30人	+ 46単位/日
	II	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合	(1) 3人以下	+149単位/日
			(2) 4人~6人	+ 90単位/日
			(3) 7人~9人	+ 56単位/日
(4) 10人~12人			+ 41単位/日	
(5) 13人~15人			+ 32単位/日	
(6) 16人~18人			+ 26単位/日	
(7) 19人~21人			+ 22単位/日	
(8) 22人~24人			+ 19単位/日	
(9) 25人~27人			+ 17単位/日	
(10) 28人~30人			+ 15単位/日	
III	夜間及び深夜の時間帯に、利用者の緊急事態等に対応するための連絡・防災体制が適切に確保されている場合	+10単位/日		

平成 24 年度改定では、夜間及び深夜の時間帯において、防災体制や利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されている場合を評価するため、夜間防災・緊急時支援体制加算が新設されました。

平成 27 年度改定では、利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることから、名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更し、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に、夜間支援等体制加算(I)及び(II)が新設され、改定前の夜間防災・緊急時支援体制加算(I)及び(II)は新たに夜間支援等体制加算(III)に統合されました。

夜間支援等体制加算(I)は夜勤を配置した場合に、夜間支援等体制加算(II)は宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて 10 区分に定められた単位数を算定することができます。

夜間支援等体制加算(III)は夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に 1 日 10 単位を算定することができます。

なお、同一日に夜間支援等体制加算(I)~(III)を併算定することはできません。

2. 就労移行支援事業

利用者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる身体・知的・精神障害者(65歳未満) ①企業等への就労を希望する場合 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する場合					
サービス内容	①一般就労等への移行に向けて、事業所内における作業や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等を実施 ②通所によるサービスが原則、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組合せ ③標準利用期間は2年間(はり師等の資格を取得させることを目的とした便宜を供与する場合は3年又は5年)					
職員配置基準	○サービス管理責任者:1人以上常勤、利用者数60人超え40人増すごとに1人増 ●就労移行支援サービス費(I) 職業指導員及び生活支援員:利用者数の6:1以上、就労支援員:利用者数の15:1以上 ・職業指導員及び生活支援員各1人以上で、いずれか1人以上常勤、就労移行支援員1人以上常勤 ・利用者数は前年度の平均値(新規指定の場合は推定数) ●就労移行支援サービス費(II) 職業指導員及び生活支援員:利用者数の10:1以上(はり師等養成学校・施設の場合)					
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備					
基本報酬	就労移行支援サービス費	定員20人以下	定員21人以上40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上
	(I)	804単位	711単位	679単位	634単位	595単位
	(II) 養成型	524単位	467単位	437単位	426単位	412単位
	●過去3年間の就労定着実績がない場合は、所定点数の85%を算定 ●過去4年間の就労定着実績がない場合は、所定点数の70%を算定					
主な加算	○福祉専門職員配置等加算、○就労支援関係研修修了加算、○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、○初期加算、○訪問支援特別加算、○欠席時対応加算、○就労定着支援体制加算、○医療連携体制加算、○精神障害者退院支援施設加算、○利用者負担上限額管理加算、○食事提供体制加算、○移行準備支援体制加算、○送迎加算、○障害福祉サービスの体験利用支援加算、○福祉・介護職員処遇改善加算、○福祉・介護職員処遇改善特別加算					

(1) 利用者

就労移行支援事業の利用者は、一般企業への雇用や在宅就労・起業を希望し、適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の精神障害者等です。

(2) サービス内容

一般就労等への移行を目的に、事業所内や企業での作業や実習を行います。その他、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援も行います。通所によるサービスが原則ですが、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問によるサービスを組み合わせることで実施することができます。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成施設として認定されている事業所が行った場合は、就労移行支援サービス費(II)を算定します。標準利用期間は2年間となっていますが、はり師等の資格を取得させることを目的とした便宜を供与する場合は3年又は5年となっています。

## (3) 職員配置基準と設備基準

### 1) サービス管理責任者

1人以上は常勤で、利用者数（前年度の平均値、新規の場合は推定数）が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人加えた人数以上を配置することが必要です。

### 2) 職業指導員及び生活支援員

職業指導員及び生活支援員の総数は常勤換算方法により利用者数を6で除した数以上となりますが、職業指導員及び生活支援員を各1人以上配置することが必要です。なお、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤であることが必要です。

### 3) 就労支援員

指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法により利用者数を15で除した数以上を配置することが必要です。

### 4) 設備基準

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備が必要です。

## (4) 就労移行支援サービス費

就労移行支援サービス費(I)は、利用者を通所させて就労移行支援を行った場合、又は施設入所支援を併せて利用者に対して就労移行支援を行った場合に、算定します。平成27年度改定では、基本報酬が引き下げられています。利用定員に応じ、定員20人以下は1日804単位を、定員21人以上定員40人以下は1日711単位を、定員41人以上60人以下は1日679単位を、定員61人以上80人以下は1日634単位を、定員81人以上は1日595単位を、就労移行支援サービス費(I)として算定することができます。

ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合は、所定単位数の96.5%を算定します。

また、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師又はきゅう師免許取得による就労移行支援を行った場合は、就労移行支援サービス費(II)を算定することになります。

## (5) 就労移行支援サービス費の減算項目

生活訓練サービス費と同様に定員超過利用減算やサービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、就労移行支援計画未作成減算、標準利用期間超過減算が設定されていますので、詳細な内容については生活訓練サービス費の減算項目（P21～P22）を参照ください。

平成27年度改定では、就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、平成24年度改定で新設された「一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算」が強化され、過去3年間の就労定着者数（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6ヵ月以上雇用されている者の数）が0の場合は所定単位数の



70%（改定前は15%）が、過去4年間の就労定着者数が0の場合は所定単位数の50%（改定前は30%）が、減算されることになりました。

また、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算が新設され、過去2年間の就労移行者数が0の場合は所定単位数の15%が減額されることになりました。

なお、就労継続支援A型に移行した利用者は、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、就労移行者数及び就労定着者数には含まれません。

## （6）就労移行支援サービス費特有の加算項目

就労移行支援		算定要件等	報酬	
就労支援関係研修修了加算		就労支援員として1年以上の実務経験を有し、厚生労働大臣が定める研修の修了者を配置	+11単位/日	
訪問支援特別加算	イ	連続5日間利用がなかった場合に、就労移行支援従事者が就労移行支援計画等に基づき居宅を訪問し、利用に係る相談援助等を行った場合（月2回限度）	所要時間1時間未満	+187単位/回
	ロ		所要時間1時間以上	+280単位/回
移行準備支援体制加算	I	前年度に施設外支援を実施した利用者数が定員の50%以上で、①又は②のいずれかを実施した場合に施設外支援利用者の人数に応じて算定 ①同一企業・官公庁等の職場実習等の1回の施設外支援が1月を超えない期間で、職員が同行して支援を行った場合 ②ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターでの求職活動に職員が同行して支援を行った場合	+41単位/日	
	II	企業・官公庁等で作業を行った場合に、1月の利用日数から事業所内の必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、施設外就労利用者の人数に応じて算定	+100単位/日	

### 1）就労支援関係研修修了加算（平成21年度改定で新設）

一般就労への移行支援の質の向上を図るため、そのノウハウを習得する研修（地域障害者職業センターが実施する就労支援員向け研修、第1号職場適応援助者研修）を修了した1年以上の実務経験を有する就労支援員を配置する場合は、1日11単位を算定することができます。

### 2）訪問支援特別加算

就労移行支援等の利用が連続5日間なかった場合に、就労移行支援従事者が就労移行支援計画等に基づき居宅を訪問し、利用に係る相談援助等を行った場合は、所要時間が1時間未満の場合は187単位を、所要時間が1時間以上の場合は280単位を、月2回算定することができます。

### 3) 移行準備支援体制加算(平成 24 年度改定で新設、平成 27 年度改定でⅡの加算要件見直し)

職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、就労移行支援の職場実習等の評価するため、平成 24 年度改定で移行準備支援体制加算(Ⅰ)が新設されました。

移行準備支援体制加算(Ⅰ)は、前年度に施設外支援を実施した利用者数が定員の 50%以上の事業所において、職場実習等又は求職活動等を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じて 1 日 41 単位を算定することができます。職場実習等及び求職活動等とは、以下の通りで、移行準備支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合は、算定対象となる利用者が利用定員の 50%以下であることが必要です。

「職場実習等」とは	同一企業・官公庁等の職場実習等の1回の施設外支援が1月を超えない期間で、職員が同行して支援を行った場合
「求職活動等」とは	ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターでの求職活動に職員が同行して支援を行った場合

平成 21 年度改定で新設された施設外就労加算は、平成 24 年度改定で名称が移行準備支援体制加算(Ⅱ)に変更されました。平成 27 年度改定では、多様な施設外就労を可能とするため、就労支援単位として「1 ユニット当たりの最低定員 3 人以上」の算定要件を削除し、1 ユニット当たりの最低定員の要件を緩和することによって、1 人でも加算の算定が可能となりました。

移行準備支援体制加算(Ⅱ)は、企業・官公庁等で作業を行った場合に、1 月の利用日数から事業所内の必要な支援等を行うための 2 日を除く日数を限度として、施設外就労利用者の人数に応じて 1 日 100 単位を算定することができます。なお、移行準備支援体制加算(Ⅱ)を算定する場合は就労支援単位で行われ、算定対象となる利用者が利用定員の 70%以下で、就労支援単位ごとの職員数は常勤換算で施設外就労外利用者数を 6 で除した数以上であることが必要です。

「事業所内における必要な支援」とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者の施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立</li> <li>2. 1. を踏まえ各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否</li> <li>3. 施設外就労を実施する場合に各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助</li> <li>4. その他の必要な支援</li> </ol>
-------------------	--

### 4) 就労定着支援体制加算

(平成 27 年度改定で就労移行支援体制加算を廃止し就労定着支援体制加算を新設)

就労移行支援体制加算は、平成 21 年度改定前は前年度の就労定着者(6 ヶ月超の期間継続して就労している者)の割合が 20%以上の事業所で算定することができましたが、平成 21 年度改定以降は一般就労への移行に積極的に取り組んでいる事業所の前年度及び前々年度の就労定着率(利用定員に対する就労定着者の割合)に応じて、きめ細かく評価しています。

平成 21 年度改定以降の就労定着率は前年度就労定着率の 80%と前々年度就労定着率の 20%の合算数となり、平成 24 年度改定では、一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、報酬が引き上げられています。

平成 27 年度改定では、利用者の一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるよう支援することも重要であることを踏まえ、一般就労への定着支援を充実・強化するため、就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間（6 月以上、12 月以上、24 月以上）に着目した就労定着支援体制加算が新設されました。なお、平成 27 年度改定以降の就労定着率は前年度定着率となっています。

就労移行支援サービス費		算定要件 等		報酬
就労定着支援体制加算	イ	就労継続期間が 6 月以上 12 月未満の利用者	定着率が 5%以上15%未満の場合	(1) + 29 単位/日
			定着率が15%以上25%未満の場合	(2) + 48 単位/日
			定着率が25%以上35%未満の場合	(3) + 71 単位/日
			定着率が35%以上45%未満の場合	(4) + 102 単位/日
			定着率が45%以上の場合	(5) + 146 単位/日
	ロ	就労継続期間が12月以上 24 月未満の利用者	定着率が 5%以上15%未満の場合	(1) + 25 単位/日
			定着率が15%以上25%未満の場合	(2) + 41 単位/日
			定着率が25%以上35%未満の場合	(3) + 61 単位/日
			定着率が35%以上45%未満の場合	(4) + 88 単位/日
			定着率が45%以上の場合	(5) + 125 単位/日
	ハ	就労継続期間が24月以上 36 月未満の利用者	定着率が 5%以上15%未満の場合	(1) + 21 単位/日
			定着率が15%以上25%未満の場合	(2) + 34 単位/日
			定着率が25%以上35%未満の場合	(3) + 51 単位/日
			定着率が35%以上45%未満の場合	(4) + 73 単位/日
			定着率が45%以上の場合	(5) + 105 単位/日

就労定着支援体制加算は、一般就労移行後に、就労定着者（就労継続期間が 6 月以上、12 月以上、24 月以上雇用されている者又は雇用されていた者）が、前年度における就労定着率（利用定員の一定割合）に応じて 5 区分に定められた単位数を算定することができます。なお、就労継続支援 A 型に移行した利用者は、就労継続支援 A 型事業所の生活支援員等による支援が行われることから、就労移行支援事業所における定着支援の必要性は高くないため、就労定着率に含まれません。

## (7) 他のサービス費と共通の加算項目

### 1) 「生活訓練サービス費 (I)～(IV) 共通の加算項目」と同じ加算項目

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別

加算を就労移行支援サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）共通の加算項目」（P23～P27）を参照ください。ただし、食事提供加算、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、生活訓練サービス費とは異なり、食事提供体制加算は1区分で1日30単位を、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は1月の所定単位の4.9%を、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）は1月の所定単位の2.7%を、介護職員処遇改善特別加算は1月の所定単位の0.9%を、算定します。

## 2) 「生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）の加算項目」と同じ加算項目

送迎加算、欠席時対応加算、精神障害者退院支援施設加算、利用者負担上限管理加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算を就労移行支援サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）共通の加算項目」（P27～P29）を参照ください。

## 3. 就労継続支援A型事業（雇用型）

利用者	就労の機会の提供を通じ、生産活動にかかわる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な身体・知的・精神障害者（利用開始時、65歳未満） ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった場合 ②企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ③特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者					
サービス内容	①通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供 ②一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けた支援。 ③一定の範囲内で、障害者以外の雇用に可能。 ④利用期間の制限なし。					
職員配置基準	○サービス管理責任者：1人以上常勤、利用者数60人超え40人増すごとに1人増 ●就労継続支援A型サービス費（Ⅰ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の7.5:1以上 ●就労継続支援A型サービス費（Ⅱ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の10:1以上 ・職業指導員及び生活支援員各1人以上で、いずれか1人以上常勤 ・利用者数は前年度の平均値（新規指定の場合は推定数）					
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備					
基本報酬	就労継続支援A型サービス費	定員20人以下	定員21人以上 40人以下	定員41人以上 60人以下	定員61人以上 80人以下	定員81人以上
	（Ⅰ）7.5:1	584単位	519単位	487単位	478単位	462単位
	（Ⅱ）10:1	532単位	474単位	440単位	431単位	416単位
主な加算	○福祉専門職員配置等加算、○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、○重度者支援体制加算、○初期加算、○訪問支援特別加算、○欠席時対応加算、○就労移行支援体制加算、○施設外就労加算、○医療連携体制加算、○利用者負担上限管理加算、○食事提供体制加算、○送迎加算、○障害福祉サービスの体験利用支援加算、○福祉・介護職員処遇改善加算、○福祉・介護職員処遇改善特別加算					

## (1) 利用者

利用者は、雇用契約に基づく就労は可能であるが就労移行支援事業を利用しても一般就労に結びつかなかった、もしくは、一般就労からの離職者等で、就労の機会の提供を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な利用開始時に65歳未満の精神障害者等となります。

## (2) サービス内容

提供されるサービスは、事業所内での雇用契約に基づく就労です。この他、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対して、一般就労への移行に向けた支援も行います。サービスは通所により提供され、職員は、専任かつ常勤のサービス管理者の他、職業指導員、生活支援員が配置されます。また、生産の向上と就労機会の拡大を目的に、定員とは別に障害者以外の雇用が一定の範囲以内で可能となっており、利用期間の制限はありません。

障害者以外の 雇用が可能な 人数	利用定員 10人以上 20人以下	利用定員の 50%以内
	利用定員 21人以上 30人以下	10人又は利用定員の40%のいずれか多数以内
	利用定員 31人以上	12人又は利用定員の30%のいずれか多数以内

なお、利用定員は、10人以上でなければ就労継続支援A型のサービスを提供することはできません。

## (3) 職員配置基準と設備基準

### 1) サービス管理責任者

1人以上は常勤で、利用者数（前年度の平均値、新規の場合は推定数）が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人加えた人数以上を配置することが必要です。

### 2) 職業指導員及び生活支援員

職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法により利用者数を10で除した数以上となりますが、職業指導員及び生活支援員を各1人以上配置することが必要です。なお、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤であることが必要です。

### 3) 設備基準

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備が必要です。

## (4) 就労継続支援A型サービス費（I）及び（II）

平成21年度改定では、雇用型の就労継続支援A型サービス費の基本報酬は、就労継続支援B型サービス費で評価されている手厚い就労支援体制（7.5：1）を評価した就労継続支援A型サービス費（I）が新設され、従前の就労支援体制（10：1）は就労継続支援A型サービス費（II）となりました。

そのため、就労継続支援A型サービス費（I）は職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を7.5で除した数以上に配置している場合に、就労継続支援A型サービス費（II）は職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を10で除した数以上

上に配置している場合に、算定します。

平成 27 年度改定では、経営の実態等を踏まえ、基本報酬が引き下げられました。

就労継続支援A型サービス費(I)は、利用定員に応じ、定員 20 人以下は 1 日 584 単位を、定員 21 人以上定員 40 人以下は 1 日 519 単位を、定員 41 人以上 60 人以下は 1 日 487 単位を、定員 61 人以上 80 人以下は 1 日 478 単位を、定員 81 人以上は 1 日 462 単位を算定することができます。

就労継続支援A型サービス費(II)は、利用定員に応じ、定員 20 人以下は 1 日 532 単位を、定員 21 人以上定員 40 人以下は 1 日 474 単位を、定員 41 人以上 60 人以下は 1 日 440 単位を、定員 61 人以上 80 人以下は 1 日 431 単位を、定員 81 人以上は 1 日 416 単位を算定することができます。

## (5) 就労継続支援A型サービス費の減算項目

生活訓練サービス費と同様に、定員超過利用減算やサービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、就労継続支援A型計画未作成減算が設定されていますので、詳細な内容については生活訓練サービス費の減算項目(P21)を参照ください。

短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化するため、短時間利用者(週 20 時間未満の利用者)の割合に応じて減算する仕組みが平成 24 年度改定で導入されましたが、一般就労が困難な者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など必要な支援を行うため、平成 27 年度改定では短時間利用に係る減算の仕組みが個々の利用者の利用実態を踏まえたものに見直されました。

平均利用時間	算定
1 時間未満の場合	所定単位数の30%
1 時間以上 2 時間未満の場合	所定単位数の40%
2 時間以上 3 時間未満の場合	所定単位数の50%
3 時間以上 4 時間未満の場合	所定単位数の75%
4 時間以上 5 時間未満の場合	所定単位数の90%

そのため、平成 27 年 9 月までは短時間利用者が現員数の 50%以上 80%未満の場合は所定単位数の 90%を、現員数の 80%以上の場合は所定単位数の 75%を、算定していましたが、平成 27 年 10 月以降は事業所における雇用契約を締結している利用者の 1 日の平均利用時間(5 区分)に応じて、所定単位数の 30%~90%を算定することになります。

平均利用時間は、雇用契約を締結している利用者の過去 3 ヶ月間における延べ利用時間を延べ利用人数で除して算出します。

なお、利用開始時には予見できない事由により短時間利用(1 日の利用時間が 5 時間未満の利用)となってしまった場合は、当該短時間利用者について、短時間利用となった日から 90 日間を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないことになっています。この場合は、短時間利用となってしまった事由について都道府県に届け出ることが必要となります。

(6) 就労継続支援サービス費特有の加算項目

加算項目		算定要件等		報酬
重度者支援体制加算	イ (I)	障害基礎年金1級受給者が利用者の50%以上の場合	(1)定員20人以下	+56単位/日
			(2)定員21人以上40人以下	+50単位/日
			(3)定員41人以上60人以下	+47単位/日
			(4)定員61人以上80人以下	+46単位/日
			(5)定員81人以上	+45単位/日
	ロ (II)	障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上の場合	(1)定員20人以下	+28単位/日
			(2)定員21人以上40人以下	+25単位/日
			(3)定員41人以上60人以下	+24単位/日
			(4)定員61人以上80人以下	+23単位/日
			(5)定員81人以上	+22単位/日
施設外就労加算	施設外の一般事務所等で訓練を行った場合		+100単位/日	
就労移行支援体制加算	利用定員のうち就労定着者が5%超の場合		+26単位/日 (B型: +13単位/日)	

1) 重度者支援体制加算 (平成 21 年度改定で新設)

平成 21 年度改定で、障害年金 1 級受給者の利用に着目した評価として重度者支援体制加算(I)が新設されましたが、より重度の者を対象とするインセティブが働くように算定要件(障害基礎年金受給者が利用者の 50%以上の場合)を緩和した区分(重度者支援体制加算 II 及び III)が平成 24 年度改定で新設されました。

重度者支援体制加算(I)は、障害基礎年金受給者が利用者の 50%以上の場合に、利用定員 20 人以下は 1 日 56 単位を、利用定員 21 人以上定員 40 人以下は 1 日 50 単位を、利用定員 41 人以上 60 人以下は 1 日 47 単位を、利用定員 61 人以上 80 人以下は 1 日 46 単位を、利用定員 81 人以上は 1 日 45 単位を加算することができます。

重度者支援体制加算(II) (重度者支援体制加算(I)の 1/2 相当を算定)は、障害基礎年金受給者が利用者の 25%以上 50%未満の場合に、利用定員 20 人以下は 1 日 28 単位を、利用定員 21 人以上定員 40 人以下は 1 日 25 単位を、利用定員 41 人以上 60 人以下は 1 日 24 単位を、利用定員 61 人以上 80 人以下は 1 日 23 単位を、利用定員 81 人以上は 1 日 22 単位を加算することができます。

重度者支援体制加算(III) (重度者支援体制加算(I)の 1/4 相当を算定)は、特定旧法定施設から移行した事業所で障害基礎年金受給者が利用者の 5%以上の場合に加算することができましたが、平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置となっていたため、平成 27 年度改定で廃止されました。

## 2) 施設外就労加算(平成 21 年度改定で新設)

施設外就労加算は、一般就労の現場での訓練が利用者の就労移行に有効であるため、施設外の一般事業所等で行われる訓練に対する評価として平成 21 年度改定で新設され、一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合に、1 日 100 単位を加算することができます。

平成 27 年度改定では、多様な施設外就労を可能とするため、施設外就労加算の算定要件が「就労支援単位として 1 ユニット当たりの最低定員が 3 人以上」から「就労支援単位」に変更となり、1 ユニット当たりの最低定員の要件が緩和されました。そのため、対象者が 1 人でも施設外就労加算の算定が可能となりました。

## 3) 就労移行支援体制加算(平成 21 年度改定で新設)

就労定着者（一般就労に移行した後、6 か月継続して就労している者）が、前年度において利用定員の 5% 以上の場合は、就労移行支援体制加算として 1 日 26 単位を加算することができます。なお、就労移行支援サービス費の就労移行支援体制加算の算定要件と区分が異なります。

## (7) 他のサービス費と共通の加算項目

### 1) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」と同じ加算項目

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供体制加算、送迎加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を就労継続支援 A 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」(P23～P27)を参照ください。ただし、食事提供加算、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、生活訓練サービス費とは異なり、食事提供体制加算は 1 区分で 1 日 30 単位を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は 1 月の所定単位の 4.0% を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は 1 月の所定単位の 2.2% を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 0.7% を、算定します。

### 2) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)の加算項目」と同加算項目

欠席時対応加算、利用者負担上限管理加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算を就労継続支援 A 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)共通の加算項目」(P28～P29)を参照ください。

### 3) 「就労移行支援サービス費特有の加算項目」と同じ加算項目

訪問支援特別加算を就労継続支援 A 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「就労移行支援サービス費特有の加算項目」(P35)を参照ください。



4. 就労継続支援B型事業（非雇用型）

利用者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者					
サービス内容	①通所により、就労や生産活動の機会の提供（雇用契約は締結しない）。 ②事業者指定の要件は平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円）を上回ること。 ③事業者は平均工賃の目標水準を設定し、実績（平均額）と併せて利用者に通知し都道府県知事へ報告					
職員配置基準	○サービス管理責任者：1人以上常勤、利用者数60人超え40人増すごとに1人増 ●就労継続支援B型サービス費（Ⅰ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の7.5：1以上 ●就労継続支援B型サービス費（Ⅱ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の10：1以上 ・職業指導員及び生活支援員各1人以上で、いずれか1人以上常勤、 ・利用者数は前年度の平均値（新規指定の場合は推定数）					
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備					
基本報酬	就労継続支援B型サービス費	定員20人以下	定員21人以上40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上
	イ（Ⅰ）7.5：1	584単位	519単位	487単位	478単位	462単位
	ロ（Ⅱ）10：1	532単位	474単位	440単位	431単位	416単位
ハ	基準該当	-				
主な加算	○福祉専門職員配置等加算、○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、○重度者支援体制加算、○初期加算、 ○訪問支援特別加算、○欠席時対応加算、○就労移行支援体制加算、○目標工賃達成加算、○目標工賃達成指導員配置加算、○施設外就労加算、○医療連携体制加算、○利用者負担上限額管理加算、○食事提供体制加算、○送迎加算、 ○障害福祉サービスの体験利用支援加算、○福祉・介護職員処遇改善加算、○福祉・介護職員処遇改善特別加算					

(1) 利用者

利用者は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者です。

具体的には、① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者、② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者、③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者です。

(2) サービス内容と職員配置基準・設備基準

就労継続支援A型サービス（雇用型）と違い雇用契約を結ばない通所による就労や生産活動の機会の提供を行います。この他、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対して、一般就労等への移行に向けた支援も行います。事業者指定の要件には、平均工賃が月3,000円の工賃控除程度の水準を上回ることが必要であり、事業者は平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県へ報告し公表することが必要です。

職員配置基準・設備基準については、就労継続支援A型事業と同じ内容となりますので、就労継続支援A型事業の項目（P39）を参照ください。

### (3) 就労継続支援B型サービス費(I)及び(II)

就労継続支援B型サービス費の基本報酬は、就労継続支援A型サービス費と同じ報酬単位及び内容となっており、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を7.5で除した数以上に配置している場合は就労継続支援B型サービス費(I)を、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を10で除した数以上に配置している場合は就労継続支援B型サービス費(II)を、算定します。

### (4) 就労継続支援B型サービス費の減算項目

生活訓練サービス費と同様に、定員超過利用減算やサービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、就労継続支援B型計画未作成減算が設定されていますので、詳細な内容については生活訓練サービス費の減算項目(P22)を参照ください。

なお、就労継続支援A型サービス費では、短時間利用者の占める割合が高い場合は基本報酬が減額されますが、就労継続支援B型サービス費では設定されていません。

### (5) 就労継続支援B型サービス費特有の加算項目

#### 1) 目標工賃達成加算

就労継続支援B型		算定要件等		報酬
目標工賃達成 加算	イ (I)	①～④のいずれにも該当する場合 ① 平均工賃が地域の最低賃金の2の1以上 ② 前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上 ③ 各都道府県で作成されている「工賃向上計画」に基づき「工賃向上計画」を策定 ④ 前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上	+69単位/日	
	ロ (II)	①～④のいずれにも該当する場合 ① 平均工賃が地域の最低賃金の3分の1以上 ② 事業者が設定した目標水準以上であること ③ 各都道府県で作成されている「工賃向上計画」に基づき「工賃向上計画」を策定 ④ 前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上	+59単位/日	
	ハ (III)	①～③のいずれにも該当する場合 ① 平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の80%に相当する額を超えていること ② 各都道府県で作成されている「工賃向上計画」に基づき「工賃向上計画」を策定 ③ 前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上	+32単位/日	

平成24年度改定では、工賃向上に向けたより積極的な事業実施を促すため、評価が引き上げられました。平成27年度改定では、事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の引き下げを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価する新たな目標工賃達成加算(I)1日69単位を新設し、改定前の目標工賃達成加算(I)・(II)の名称は目標工賃達成加算(II)・(III)に変更されました。

目標工賃達成加算(II)・(III)は、改定前の算定要件に、「前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上」の要件が追加され、報酬が引き上げられています。

目標工賃達成加算(I)は、①平均工賃が地域の最低賃金の2分の1以上、②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上、③各都道府県で作成されている「工賃向上計画」に基づき「工賃向上計画」を策定、④前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上の場合に、1日69単位を加算することができます。

目標工賃達成加算(II)は、①平均工賃が地域の最低賃金の3分の1以上、②事業者が設定した目標水準以上、③各都道府県で作成されている「工賃向上計画」に基づき「工賃向上計画」を策定、④前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上の場合に、1日59単位を加算することができます。

目標工賃達成加算(III)は、①平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の80%に相当する額を超えていること、②各都道府県で作成されている「工賃向上計画」に基づき「工賃向上計画」を策定、③前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上の場合に、1日32単位を算定することができます。

## 2) 目標工賃達成指導員配置加算 (平成21年度改定で新設)

就労継続支援B型	算定要件等		報酬
目標工賃達成指導員配置加算	「工賃増5か年計画」に基づく「工賃引き上げ計画」を策定し積極的に取組むため、指導員を手厚く配置している場合	(1)定員20人以下	+89単位/日
		(2)定員21人以上40人以下	+80単位/日
		(3)定員41人以上60人以下	+75単位/日
		(4)定員61人以上80人以下	+74単位/日
		(5)定員81人以上	+72単位/日
	【施設基準】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の利用者数の平均値に対して7.5:1以上</li> <li>・<u>目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で利用者数の6:1以上</u></li> </ul>			

平成21年度改定では、工賃向上の取り組みを促進するため、目標工賃達成指導員を加えた手厚い人員体制で、目標工賃の達成に向けた取組を行う事業所を評価した目標工賃達成指導員配置加算が新設されました。

平成27年度改定では、工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、改定前の算定要件に、「目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置」を追加し、報酬が引き上げられました。

目標工賃達成指導員を配置した手厚い人員体制で目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に、利用定員20人以下は1日89単位を、利用定員21人以上定員40人以下は1日80単位を、利用定員41人以上60人以下は1日75単位を、利用定員61人以上80人以下は1日74単位を、利用定員81人以上は1日72単位を加算することができます。

目標工賃達成指導員は、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、「工賃向上計画」を作成し、計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むことになります。

施設基準としては、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 7.5 で除した数以上、かつ目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 6 で除した数以上を配置することが必要となります。

## (6)他のサービス費と共通の加算項目

### 1) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」と同じ加算項目

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供体制加算、送迎加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を就労継続支援B型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目(P23～P26)を参照ください。ただし、食事提供加算、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、生活訓練サービス費とは異なり、食事提供体制加算は1区分で1日30単位を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は1月の所定単位の3.8%を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は1月の所定単位の2.1%を、介護職員処遇改善特別加算は1月の所定単位の0.7%を、算定します。

### 2) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)の加算項目」と同じ加算項目

欠席時対応加算、利用者負担上限管理加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算を就労継続支援B型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)共通の加算項目」(P26～P28)を参照ください。

### 3) 「就労移行支援サービス費特有の加算項目」と同じ加算項目

訪問支援特別加算を就労継続支援B型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「就労移行支援サービス費特有の加算項目」(P33)を参照ください。

### 4) 「就労継続支援サービス費特有の加算項目」と同じ加算項目

重度者支援体制加算、施設外就労加算、就労移行支援体制加算を就労継続支援B型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「就労継続支援サービス費特有の加算項目」(P41～P42)を参照ください。ただし、就労継続支援B型サービス費における就労移行支援体制加算の算定要件は就労継続支援A型サービス費と同様ですが、加算額は半分の1日13単位となっています。